

書 類	3条許可申請	(市街化調整区域) 転用許可申請		(市街化区域) 転用届出		非農地判断申請	農地転用届出	農地使用変更届出	農地賃貸借解約通知	3条の3届出 (相続等)
		4条	5条	4条	5条					
申請書(届出書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
登記事項証明書(全部事項証明)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
位置図	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
公図(字限図)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
測量図(丈量図)		○	○	○	○		○	○		
隣接関係図		○	○							
土地利用計画図(配置図)		◎	◎				◎			
縦横断面図		◎	◎				○			
平面図、立面図、構造図		○	○				○			
転用事由の詳細説明書		◎	◎							
全部効率利用要件確認書	○									
理由書	◎									
顛末書		○	○							
土地改良区の意見書		○	○	○	○	○	○	○		
被害防除措置計画書		○	○				○			
被害防除措置の説明に関する報告書		○	○				○			
資金証明書・工事見積書		○	○							
住民票、戸籍附票		○	○	○	○	○	○	○		
法人登記事項証明書、定款・寄附行為の写し	○	○	○							
他法令許可書または申請書の写し		○	○							
農地賃貸借(使用貸借)契約書	○									
売買契約書、貸借契約書、申出書、解約通知	○	○	○							
地元関係者の同意書	◎	○	○							
国籍が確認できるもの(戸籍、住民票または在留カードの写し) 【市外在住の場合】	○									
農業委員確認書	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎		

- 【備考】
- ◎印のものは、必ず必要です。○印のものは、場合によって必要となりますので、次ページ以降をご確認いただくか、事務局までお問い合わせください。
  - 書類の提出は1部で構いません。
  - 書類の受付は、原則毎月20日締切(20日が閉庁日の場合は翌開庁日)となりますが、変動することがありますので、ホームページ(農業委員会について)をご確認ください。なお、非農地判断申請は毎月10日が締切です。
  - 市街化区域の転用届出は随時で受付、処理を行います。
  - 上記以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

必要書類の留意事項について

<p>登記事項証明書</p>	<p>全部事項証明書の原本(6か月以内のもの)を提出してください。許可申請において、当該申請地に仮登記、抵当権、地役権の設定がある場合は、抹消登記または同意書の添付が必要となる場合があります。コピーを添付される場合は、申請受付時に原本確認をしますので、原本とコピーの両方をお持ちください。登記情報提供サービスにて取得したものは不可です。</p>
<p>位置図</p>	<p>1/10,000および1/2,500程度の縮尺の地図に申請(届出)地を明示したものを提出してください。</p>
<p>公図(字限図)</p>	<p>原則は法務局で取得した原本ですが、コピーまたは登記情報提供サービスにて取得したのもでも可能です。</p>
<p>隣接関係図</p>	<p>申請地の周囲の土地について、所有者・登記地目・面積を記入してください。また、里道は赤、水路は青で表示してください。なお、都市計画法第29条の開発許可を伴う場合を除き、申請区域内(一体利用を行う土地との間に存する場合を含む)に里道・水路がある場合は、官民境界確定協議書の鑑の写しおよび用途廃止申請書の鑑の写しの提出を求める場合があります。</p>
<p>土地利用計画図(配置図)</p>	<p>接道や周囲の状況、敷地内の造成計画、建物・資材・車両等の配置、排水計画や境界工の内容等を詳細に記載してください。審査の中で最も重要な資料となります。</p>
<p>縦横断面図</p>	<p>排水方向や勾配を明示され、造成高や高低差が容易に分かるものをお願いします。断面の位置は土地利用計画図(造成計画図)に明示してください。</p>
<p>平面図、立面図、構造図</p>	<p>建物の建築を伴う場合は平面図および立面図、擁壁や水路を施工する場合は構造図を添付してください。</p>
<p>転用事由の詳細説明書</p>	<p>露天駐車場や露天資材置場など建築物を伴わない場合とそれ以外とで様式が異なります。必要事項を可能な限り詳細に記載してください。駐車場や資材置場の場合、当該申請地と既存施設、本店の場所を示した地図を併せて添付してください。</p>
<p>顛末書</p>	<p>農地法の手続きを経ないまま転用が行われている場合は、顛末書の提出が必要です。①誰によって②いつ頃③どのような目的で転用行為が行われたのか、詳細に記載してください。また、「今後は農地法を遵守する」旨の文言を入れ、違反転用者および地権者の住所および氏名を記載し、押印してください。なお、<u>違反転用の時期や場所、経緯等により農地への原状回復を求める場合があります。</u></p>
<p>土地改良区の意見書</p>	<p>申請(届出)地が土地改良区の受益地である場合は、当該土地改良区の意見書が必要です。受益地であるかの確認やお手続きについては、各土地改良区にお問い合わせください。土地改良区の連絡先がわからない場合は農業委員会事務局にお尋ねください。</p>

被害防除措置計画書	申請地に公図上隣接している現況農地(有休農地含む)がある場合、提出が必要です。転用事業によって想定される影響と対策について詳細にご記入ください。
被害防除措置の説明に関する報告書	被害防除措置計画書が必要な場合、こちらも提出が必要です。隣接している農地の所有者に対する転用事業や被害防除措置計画の説明状況についてご記入ください。
資金証明書・工事見積書	必要金額の根拠として工事見積書や売買契約書の写し(または案)、資金の証明書として金融機関の残高証明書、融資(予定)証明書等が必要です。
住民票	申請(届出)地の地権者の現住所と登記事項証明書に記載された住所が異なる場合は、住民票または戸籍の附票の添付が必要です。原本の還付を希望される場合は、原本およびその写しを提出してください。
法人登記事項証明書、定款・寄附行為の写し	(第3条許可)定款の写し、寄附行為の写しのいずれか一つ (第4条・第5条許可)法人登記事項証明書、定款の写し、寄附行為の写しのいずれか一つ 申請人が法人である場合は添付が必要です。定款は写しで構いませんが、原本証明が必要です。申請内容が定款に定められた事業目的以外の行為でないことを確認してください。また、場合によっては取締役会等の議事録の写しが必要となります。
他法令許可書または申請書の写し	転用事業の内容や規模、申請地の所在により他法令の許可書の写し等が必要となる場合があります。例として ・農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの除外または用途変更) → 完了したことが分かる書類の写し ・河川法 → 申請書の写し ・砂利採取法 → 申請書の写し ※都市計画法の開発許可を伴う転用申請については、原則、事前審査が終了したのものについて受付を行います。
地元関係者の同意書	転用事業の内容により、地元関係者(自治会または農業組合等)の同意書、または地元説明会の会議録等の提出を求める場合があります。
測量図(丈量図)	農地の一部を転用する場合は、当該地の位置および面積を示した図面の提出が必要です。なお、許可申請の場合は、残地の取扱についても審査を行います。
農業委員確認書	申請(届出)地を担当する農業委員に、作成した書類一式の内容確認を受けてください。農業委員の担当区域および氏名については、ホームページ(農業委員会について)で公開しています。住所、連絡先については事務局までお問い合わせください。 なお、一部の市街化区域の届出では、農業委員確認書を省略できます。

転用目的別の必要書類(下記以外にも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。)

農家住宅の建築	<p>〈農業者の基準1の場合〉 確約書(既存建物の処分または利用にかかる証明書)、農業者証明書(経営地が市外にある場合) 〈農業者の基準5の場合〉 戸籍謄本、相続関係図、固定資産評価証明書、住民票、農業を営む旨の誓約書、在籍証明書(他産業に従事している場合)</p>
太陽光発電施設の設置	経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定書の写し、関西電力の再生可能エネルギー発電設備に関する系統連携されることがわかる書類、設置する太陽光発電設備の仕様が分かる書類、地元関係者の同意書
砂利採取用地	砂利採取計画認可申請書の写し、農地復元に係る3者契約書の写し、農地復元に必要な資金が預託されていることを証する書類、営農計画書、農地復元計画書、地元関係者の同意書